

## 平成 30 年度 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 職員採用試験受験案内

公益財団法人藤沢市みらい創造財団では、以下のとおり職員の募集を行います。受験希望の方は、この受験案内をよくお読みいただき、応募、試験に臨まれますようご案内いたします。

一次試験実施日：2018年10月14日（日）

### 1 試験区分(職種)、募集人員、職務内容、受験資格

試験区分	募集人員	職務内容	受験資格
事務職員	若干名	青少年事業、スポーツ事業、芸術文化事業に関する業務及び一般事務	1991年（平成3年）4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校卒業以上の人（2019年3月卒業見込みを含む）
放課後児童支援員	若干名	放課後児童クラブでの児童指導、施設の管理運営及び関連事務  （主にクラブ長としての配属となります。）	1959年（昭和34年）4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校卒業以上の人で、次のいずれかに該当する人 ①保育士の資格を有する人 ②社会福祉士の資格を有する人 ③2年以上児童福祉事業に従事した人 ④教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者（2019年3月卒業予定で取得見込みも含む） ⑤学校教育法による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人（2019年3月卒業見込みも含む） ⑥学校教育法による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた人 ⑦学校教育法による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人（2019年3月卒業見込みも含む） ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人（2019年3月卒業見込みも含む） ⑨2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人であって、本財団が適当と認めた人

※放課後児童支援員については、採用内定後に受験資格①～⑨のいずれかに該当する証明書類等を提出いただきます。提出いただけない場合は採用されません。

## 2 受験申込手続

別紙申込書に必要事項を記入の上、藤沢青少年会館5階 公益財団法人藤沢市みらい創造財団事務局総務課へ、**2018年9月10日(月)から9月30日(日)までの間に、本人が直接持参してください。**(期間中、土・日・祝日も受け付けます。)

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとなります。(正午から午後1時までを除く)

### 申し込みの注意点

\*申込書に不備があるものは、受付できませんので十分注意してください。記載要領を必ずお読みいただきから記入してください。

\*複数の試験区分に申し込みすることはできません。

## 3 試験日程、会場、合格発表

### (1) 一次試験

	事務職員	放課後児童支援員
日 程	2018年10月14日(日) 午前9時00分から(受付開始:午前8:40分) 終了予定は正午頃	2018年10月14日(日) 午後1時30分から(受付開始:午後1:10分) 終了予定は午後4時30分頃
会 場	藤沢市秩父宮記念体育館2階 会議室A他(藤沢市鵜沼東8番2号) 藤沢駅南口から徒歩約10分	
合格発表	2018年10月20日(土)に可否にかかわらず本人宛に結果を通知します。(発送) ※10月24日(水)までに届かない場合はお問い合わせください。	

### (2) 二次試験(一次試験合格者)

	事務職員	放課後児童支援員
日程・会場	2018年10月28日(日) ※時間等の詳細は一次試験合格通知でお知らせします。	2018年10月28日(日) ※時間等の詳細は一次試験合格通知でお知らせします。
合格発表	2018年11月中旬(予定)	

## 4 試験方法、内容

	試験方法	事務職	放課後児童支援員	試験内容
一次試験	一般教養試験	○	○	人文・社会、自然に関する一般知識、並びに文章理解、数的能力、推理判断能力に関する択一式の筆記試験
	作文試験	○	○	表現力、構成力、構想力などについての試験
	※適性検査	○	○	勤務適性に関する検査
二次試験	面接試験	○	○	個別面接
	※体力測定	○	○	業務遂行上、必要とする基礎体力の測定

※体力測定、適性検査については、選考における採点に反映するものではなく、採用後の職場配置等の参考とするため実施するものです。

## 5 採用予定日

2019年（平成31年）4月1日

\*受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

\*外国籍の人も受験できます。ただし、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。

## 6 給与

公益財団法人藤沢市みらい創造財団職員の給与に関する規程に基づき支給されます。

（初任給の例：2018年4月1日現在）

職種区分	最終学歴等	企業等での職務経験	初任給
事務職員・放課後児童支援員共通	新規高校卒	なし	164,867円
	新規短大2卒	なし	180,574円
	新規大学卒	なし	195,940円
	大学既卒	5年	211,988円

※上記の例以外にも基準学歴卒業後に職務経歴がある場合は、規定に基づき算出された額が加算されます。

※このほか扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当などが条件に応じて支給されます。

※昇給は年1回、期末勤勉手当（賞与）は年2回支給されます。

※給与や諸手当の支給額は、規程等の改正により改定されることがあります。

※福利厚生等については当財団規程に基づきます。

## 7 勤務条件

	事務職員	放課後児童支援員
勤務日	勤務割で定める日(土・日・祝日勤務あり。4週8休)	月曜日～金曜日(土・日・祝日に勤務する場合もあり。4週8休)
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 午後12時15分～午後9時等 配属先により上記の交替勤務制 (時間外勤務も有り)	午前8時30分～午後5時15分 午前9時45分～午後6時30分 (時間外勤務も有り)
各種休暇等	年次有給休暇、夏季休暇、その他特別休暇（病気休暇、家族看護休暇等）	

## 8 注意事項ほか

(1) 受験資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合は受け付けできません。

(2) 可否について、電話等によるお問い合わせにはお答えできません。

(3) この試験に関して提出された書類はお返しいたしません。

(4) 試験日時や会場などは予定ですので、変更する場合があります。

(5) 試験会場へは、公共交通機関を利用してお越しくください。

(6) 当財団の規程により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人



## 問い合わせ

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 事務局総務課  
〒251-0054 藤沢市朝日町 10-8 藤沢青少年会館 5階  
電話 0466-21-7861

財団ホームページアドレス <http://www.f-mirai.jp/>